

2025 年 7 月 14 日

宮城県仙台市青葉区柏木一丁目 2-40
ブライトシティ柏木 703 号室
内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡和弘様

申入書に対する回答書

東京都渋谷区富ヶ谷 1-37-5
株式会社白寿生科学研究所
取締役営業本部長 白坂 嘉通

拝啓 貴法人からの 2025 年 5 月 29 日付「申入書」を、5 月 30 日に拝受しました。

弊社が、電位治療器の効果として認められている頭痛、肩こり、不眠症及び慢性便秘の緩解（以下、「4 つの効果」といいます。）の範囲を逸脱した顧客勧誘を行っているという内容のご指摘について、下記のように回答申し上げます。

敬具

記

1. 貴法人申入れの確認

電位治療器の効果として認められている「4 つの効果」の範囲を逸脱するもの（「骨密度が高くなる」「糖尿病に効果がある」「癌が消えた」「緑内障が治った」「血液がさらさらになる」）を標榜し、勧誘する行為は、不実告知（消費者契約法 4 条 1 項）及び優良誤認表示（景品表示法 5 条 1 号）に該当するものであり、今後はこのような勧誘を行わないこと。

2. 貴法人申入れへ弊社回答

弊社では貴法人指摘の勧誘行為は現時点では確認できておりませんが、ご指摘については真摯に受け止め、現在を含め将来においてこのような勧誘は行わないことを回答申し上げます。また、早急に社内調査を実施することと、万が一、これらの勧誘行為が確認できた場合は適切に是正いたします。

3. 貴法人へのご相談申入れ

社内調査実施にあたり、貴法人あるいは国民生活センターでの、ご指摘の情報が発生した時期や地域など、詳細情報をご教授賜りたく、面会のご相談をさせていただければ幸甚でございます。

4. 弊社のコンプライアンス姿勢

弊社製品である家庭用電位治療器は「家庭用電気治療器」として、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」を遵守して営業活動を行うように指導を徹底しております。

家庭用電位治療器の広告宣伝活動（口述を含みます。）においては、同法第 66 条（誇大広告の禁止等）並びに「医薬品等適正広告基準」に準拠することを徹底し、さらに消費者保護の観点から、「民法」「消費者契約法」「不当景品類及び不当表示防止法」など商行為に関わる法遵守についても、努めております。

弊社製品の宣伝・販売・アフターサービスを目的にした常設店舗を全国に出店し、各店舗には弊社の社内教育並びに厚生労働大臣の登録を受けた者が行う「基礎講習」を受講した「医療機器の販売及び貸与管理者有資格者」を配置しております。

また、弊社代表取締役が、家庭用治療器並びに健康機器の業界団体である「一般社団法人日本ホームヘルス機器協会」の代表理事副会長として、同業者による過去の不祥事を顧みて業界が一丸となってコンプライアンスに取り組んでおりますことも付記させていただきます。

以上、回答とさせていただきます。